

神戸市歯科口腔保健推進懇話会 委員名簿

◎ 会長 （選出分野別50音順 敬称略）

平成29年12月1日現在

	氏名	所属等
学識経験者	足立 了平	神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科 教授 (兵庫県病院歯科医会 会長)
	◎ 天野 敦雄	大阪大学 大学院歯学研究科長 歯学部長 教授
	伊藤 篤	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授
	三宅 達郎	大阪歯科大学 口腔衛生学講座 主任教授
歯科医療等 関係者	上原 弘美	兵庫県歯科衛生士会 会長
	神原 修	神戸市歯科医師会 副会長
	竹信 俊彦	神戸市立医療センター中央市民病院 歯科・歯科口腔外科 部長
	広瀬 武久	兵庫県歯科医師会 専務
	安井 仁司	神戸市歯科医師会 会長
保健医療等 関係者	伊藤 清彦	神戸市薬剤師会 会長
	置塩 隆	神戸市医師会 会長
	中野 則子	兵庫県看護協会 会長
	西 昂	神戸市民間病院協会 会長
民間各種団体の 代表者	津田 佳久	神戸商工会議所 総務部長
市民代表	小林 佳代子	ネットモニター公募委員
	服部 貴美子	市民推進員
兵庫県	時岡 早苗	兵庫県健康増進課 歯科口腔保健担当参事
神戸市	北 徹	神戸市医療監

神戸市歯科口腔保健推進懇話会 関係者名簿

平成29年12月1日現在

所 属	氏 名
保健福祉局長	三木 孝
健康部長	熊谷 保徳
保健所長	伊地智 昭浩
教育委員会事務局 教育担当部長	馳川 潤哉
保健所 保健課長	中山 裕介
保健所 口腔保健支援センター長	渡辺 雅子
保健所 調整課長	山崎 初美
健康部 健康政策課長	水野 進太郎
健康部 病院調整担当課長	境 智司
高齢福祉部 国保年金医療課長	野崎 重和
高齢福祉部 介護保険課長	林 秀和
高齢福祉部 高齢在宅支援担当課長	吉村 千波
高齢福祉部 認知症・介護予防担当課長	松原 雅子
障害福祉部 障害福祉課長	田辺 伸公
こども家庭局 こども企画育成部 母子保健担当課長	東坂 美穂子
こども家庭局 こども企画育成部 医務担当課長	三品 浩基
こども家庭局 子育て支援部 事業課長	荻野 一郎
こども家庭局 子育て支援部 指導研修担当課長	上田 張方
高齢福祉部 国保年金医療課 保健指導担当係長	玉井 光恵
教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課 学校保健係長	松尾 多賀子
保健所 保健課口腔保健支援センター担当係長	向 康子

神戸市歯科口腔保健推進懇話会開催要綱

平成 28 年 12 月 8 日
保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市歯科口腔保健推進条例第 9 条に基づき、本市の歯科口腔保健の推進に係る計画を策定し、その進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるにあたり、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者との協議を行い、専門的な意見を聴くため、神戸市歯科口腔保健推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 懇話会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 歯科医療等関係者
- (3) 保健医療等関係者
- (4) 民間各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民代表
- (7) 市職員
- (8) 前 7 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱又は任命する委員の人数は、30 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 4 条 保健福祉局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 保健福祉局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(懇話会の公開)

第 5 条 懇話会は原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 懇話会を公開することにより公正かつ円滑な懇話会の進行が著しく損なわれると認め

られる場合

- 2 懇話会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

（関係者の出席）

第 6 条 保健福祉局長は、必要があると認めるときは、懇話会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（施行細目の委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に必要な事項は、保健所保健課長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 12 月 8 日より施行する。